

保 護 者 様

鎌倉市教育委員会

教育指導課長

### お子様の様子を記載した文書等の扱いについて

教育委員会では、お子様の就学にあたり、お子様の就学予定校での受け入れ体制が整えられるとともに、療育からの支援・指導が円滑に継続され、安心した学校生活が始められることが大切と考えています。

そのためには、就学相談等で作成した文書等により、就学予定校の校長宛てに情報提供したり、通級指導教室担当者と発達支援室との連携が円滑に行われるように情報共有したりすることが必要であると考えています。

また、鎌倉市就学支援委員会からの助言等を希望された方には、お子さんを理解する資料とさせていただくことも重要なことと考えています。

保護者の方には、趣旨をご理解いただき、別紙承諾書の記入をお願いします。

なお、送付する文書等につきましては、個人情報保護に十分に努めてまいります。ご不明な点やご質問等がありましたら、鎌倉市教育委員会 教育指導課（電話 23-3000 内線 2468）に、ご連絡ください。

### 承諾書で確認している内容

- 1 鎌倉市就学支援委員会からの助言等を希望された方は、お子さんを理解する資料とすることについて
- 2 就学相談において作成した文書等を就学予定校校長へ送付し、情報提供することについて
- 3 通級指導教室に通級の際、指導のための参考資料とすることについて（該当児童のみ）

# 承 諾 書

1 就学相談において作成した文書等を鎌倉市就学支援委員会の参考資料とすることについて

次の文書等の使用について承諾します。

- ・ 就学相談の際に、保護者の方にご記入をお願いした就学相談資料
- ・ 発達支援室、あおぞら園、在籍の幼稚園・保育園、関係機関等に作成いただいた、お子様の様子や療育内容に関する文書等
- ・ その他、就学相談時に提出いただいた文書類等

2 就学予定校校長へ送付し、情報共有することについて

就学相談において作成した文書等（1 と同じ）を就学予定校校長へ送付し、円滑な支援・指導のために情報共有することを承諾します。

3 通級指導教室での指導のための参考資料とすることについて

就学相談において作成した文書等（1 と同じ）を通級予定の通級指導教室設置校校長へ送付し、円滑な支援・指導のために情報共有することを承諾します。

通級指導教室担当者と発達支援室の療育担当者が連携するため、療育内容に関する情報交換等を行うことを承諾します。

年 月 日

（あて先）鎌倉市教育委員会

児童氏名

保護者氏名